

## 「おトクにお試しだけ」のつもりが「定期購入」に！？



販売サイト等で「1回目90%OFF」「初回実質0円」など、通常価格より低価格で購入できることを広告する一方、定期購入が条件となっている健康食品、化粧品、飲料の通信販売に関する相談が引き続き多く寄せられています。

### 相談事例

- スマートフォンでオンラインゲームをしていたら、化粧品の広告が表示された。高額な商品が「初回500円」で購入できるということで、リンク先の販売サイトから注文した。しばらくして商品が届いたが、その数日後に同じ業者から同じ商品が届いたため、注文完了メールを確認すると、初回注文日から1週間後に、1個1万円の化粧品3個を2回目として発送し、3回目以降は解約しない限り3か月ごとに商品が届き続ける定期購入契約であった。注文時のサイトではそのような表示は確認できなかった。
- スマートフォンでインターネットを閲覧した時、通常1万円するサプリメントが「初回500円」との広告が表示された。定期購入契約であったが、「いつでも解約可能」「返金保証あり」と表示されていたので、初回注文で試して体に合わなかったら、2回目を受け取らず解約しようと思い、販売サイトで注文した。注文完了メールを確認すると、2回目の商品を受け取らずに解約すると、通常価格との差額が違約金として発生するとのことだった。「初回500円」「いつでも解約可能」「返金保証あり」の表示はうそではないか。



### 注意

- 低価格を強調した広告を見て、1回だけのつもりで商品を注文しても、「定期購入」が条件となっていて、注文時に想定した以上の金額を支払うことになるケースがあります。中には2回目から高額になったりする場合もあります。

### ポイント

- 低価格を強調する広告の場合は、注文前に販売サイトや「最終確認画面」の表示をよく確認しましょう。
  - ★確認のポイント：定期購入が条件となっていないか、支払い総額はいくらか、解約や返品の内容
- 令和4年6月に改正特定商取引法が施行され、消費者を誤認させるような表示等により、誤認して申込みをした消費者は申込みの意思表示を取り消すことができるようになりました。

### 相談室

- ◆ 愛媛県内の全ての市町に「消費生活相談窓口」が設置されています。
- ◆ 愛媛県消費生活センターでも消費生活に関する相談を受け付けております。



消費者庁  
消費者ホットライン188  
イメージキャラクター「イヤマン」

## 消費者ホットライン188

(最寄りの消費生活相談窓口につながります。)

又は 愛媛県消費生活センター  
089-925-3700  
(相談専用)

～愛媛県警察からのお知らせ～

## 安全・安心アプリ 「愛媛県警察まもるナビ」を知っていますか？

令和4年3月1日から、安全・安心アプリ「愛媛県警察まもるナビ」の運用が開始されています。

### ポイント

- ・不審者情報をはじめ、特殊詐欺や凶悪事件等の発生情報をプッシュ通知でタイムリーに受け取れる
- ・事件・事故等の情報がエリア表示やピン表示で地図上に表示される  
➡何処でどのような犯罪や事故が発生しているかが一目で分かる
- ・事件や事故の被害に遭わないための対策について、動画等で分かりやすく学ぶことができ、さらに、「力試し」で理解度を確認することができる
- ・警察からのお知らせとして、様々な情報が配信される
- ・ユーザー基本設定をすれば、アプリ内の警察手帳が配布され、ポイント数に応じて昇任

「まもるナビ」は楽しみながら利用することができるアプリです  
日々の安全・安心な生活にお役立てください！

アプリのダウンロードはこちら



『愛媛県警察まもるナビ』で検索

または、QRコードを読み取り



詳しくはチラシを  
ご覧ください

